

京都市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 78 号

京都市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市障害者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条中「10」を「30」に改める。

附則第2項を削る。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)